

公益社団法人神奈川県病院協会  
事務局長 木村 様

令和3年10月25日

10月29日 受領

神奈川県医薬品卸業協会  
事務局 藤原 正

### 医薬品不足時に於ける医薬品の医療機関融通について

謹啓、平素より医薬品流通にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件について10月15日、県内医薬品卸業者各社に神奈川県病院協会として医薬品不足時に於ける医療機関が地域内で医薬品の融通に係るご提案をいただきました。医薬品流通について近々、厚労省より「第二次医薬品流通ガイドライン」が発出される事もあり当日出席された医薬品卸各社は貴協会のご提案に理解と協力の意思はしめされたものの運用について医薬品流通ガイドラインに關係する条件等の確認の為、回答については本社関係部門と確認後として回答日途を定め、医薬品卸各社の回答を医薬品卸業協会が取りまとめ貴協会へご連絡を申しあげる事にて連絡会議を閉じました。回答期日を前に各卸から回答がありましたので下記に項目別に集約しご連絡申し上げます。

謹白

記

1、対象医療機関を限定して戴きたい。貴協会全施設では医薬品卸に負荷が大きすぎる。

コロナ患者を受け入れている医療機関のみ?

2、対象品目はを限定して戴きたい。

コロナに関する緊急薬に限定。具体的に品目名を決める。追加品目があればその都度、病院協会、薬剤師会、関係者で検討する。(なんでもありにしない為)

3、バラ品、冷所品、麻薬、覚せい剤原料は出来ない。

4、価格 返品をする施設⇒納入価で返品販売する施設⇒薬価等の希望価格で転売。

希望価格(薬価等)で販売する事で売買差益を手数料とし、無償労務提供状況を回避。

5、融通医薬品の安全性担保と了承を両医療機関に押印していただく帳票が必要。

後日、製品安全性を検証する事態に備え一般流通と区分を証する為。

6、供給側の施設が他病院に薬剤提供後、すぐに在庫補充発注は受けられない。

7、融通医療機関双方に取引関係がある事。

8、医療機関間で融通された当該医薬品については後日に返品・取消は不可とする。

9、対応期間は返品当日の転売は対応不能。場合に拠っては数日を要する。

10、同一支店、営業所管轄地区に限定。

事業所間の医薬品流通は不正流通防止対策として禁止され物流センター経由。

11、医療機関同士で医薬品引渡後に伝票上の処理は出来ない。

12、契約(価格)未妥結施設の対応は出来ない。未妥結清算システムから当該品の分離が不能な為。契約外品目を別途清算が懸念されます。

13、会誌等の掲示は、基本的には個別取引であり掲示されては困ります。

会誌に掲載される事で会員全施設を対象とせざる得ない環境となる事が懸念されます。

間接的に他地区への波及が懸念されます。

14、緊急時に人道的判断と対応に備える目的であれば、卸と医療機関対応では無理があり行政、厚労省にコロナ診療対策を基に法制化を求める事が必要と考えます。

以上、医薬品卸業5社の回答を項目別に要約しました。

参考までに、医薬品卸業協会として厚労省より医薬品流通改善ガイドラインとして示されている観点と医療用医薬品公正取引協議会が定める公正競争取引規約条項から意見を申しあげる事が可能であれば上記の対応策は医療機関様と医薬品卸との「取引契約に基づく協力事項」とされないと無償労務提供、医薬品融通に伴う費用肩代わり等に抵触する行為に該当する可能性があり当該卸業者に制約がかかる可能性があります。医薬品取引公正競争規約は医薬品卸業を律する規定であり医療機関様に責めを求める協定では有りませんので参考として申し添えます。

2021年10月15日

神奈川県医薬品卸業協会 御中

公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会

会長 金田光正



公益社団法人 神奈川県病院協会

会長 吉田勝明



新型コロナウイルス感染症患者の入院急増対応  
に向けた医薬品の安定供給について(周知依頼)

平素は、当会会務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、多くの会員施設で新型コロナ感染症患者の診療に尽力しておりますが、8月の第5波では、中等症および重症例に対応している施設で、薬剤不足（プロポフォールやミダゾラムなど）が深刻な状況となりました。診療に影響が及んでいる旨の報告も当会に寄せられています。

当該薬剤の使用については本年5月に厚労省から事務連絡1)がございましたが、第5波の中で使用量が急激に増加し、一部の病院でこれまでに経験が無いような薬剤不足が顕在化しました。今後、入院患者が増加した場合、他の薬剤も含めて、状況の悪化が懸念されます。

つきましては、新型コロナ感染症患者の治療に必要な医薬品の供給において、患者の受入状況に則した供給体制の確保を講じてくださいますよう、関係団体へご周知いただきたく、お願い申し上げます。合わせて、地域間融通2)につきましてもご協力をお願い申し上げます。

別添

- 1) プロポフォール製剤が安定供給されるまでの対応について

(令和3年5月14日付 厚生労働省医政局経済課事務連絡)

- 2) 地域間融通の運用方法について

## 地域間融通の運用方法について

目的：医薬品の供給が滞る場合に患者に対して医療を継続できるように当該医薬品を必要とする施設に神奈川県病院協会・神奈川県病院薬剤師会・神奈川県医薬品卸業協会が連携して医薬品の確保・供給に努める。

地域間融通については、新型インフルエンザワクチンの際に対応した経験がある。

- 方法：
- ① 医薬品の不足している状況の起きている病院（甲）において病院長より薬剤部長へ医薬品確保の指示をする。
  - ② 薬剤部長は、神奈川県病院薬剤師会へ不足している医薬品について融通の依頼をする。
  - ③ 神奈川県病院薬剤師会は、会員施設に対して申し出のあった医薬品の融通が可能かを連絡する。
  - ④ 融通可能施設（乙）が現れた場合、神奈川県病院薬剤師会は申し出施設へ連絡をする。
  - ⑤ 甲乙間において医薬品の保管・管理上の観点から品質・安全性の保証について確認する。
  - ⑥ 保証について合意がされた場合、乙は甲に取引卸へ当該医薬品の返品対応を依頼する。